

函 福 監

平成26年11月13日

介護老人福祉施設
短期入所生活介護事業所 管理者 様
通所介護事業所

函館市保健福祉部長
(公印省略)

介護老人福祉施設等に従事する生活相談員の資格要件の取扱い
について

日頃より介護サービス事業の適切な運営にご配慮いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護老人福祉施設に従事する生活相談員の資格要件は、函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第21号）第6条において、「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と規定しており、短期入所生活介護事業所および通所介護事業所の生活相談員についても同様の取扱いとなっています。

このうち「これと同等以上の能力を有すると認められる者」の取扱いにつきましては、下記のとおりとしていますのでお知らせいたします。

記

- 1 次のいずれかに該当する者については、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」として取扱う。
 - ① 介護支援専門員（実務経験の有無を問わない）
 - ② 社会福祉施設等において、実務経験が1年以上ある介護福祉士
 - ③ 社会福祉施設等において、介護に係る計画の作成に関する業務、または相談・援助業務の実務経験が2年以上ある者

※ 申請等にあたっては、有資格および実務経験等を記載した経歴書ならびに資格証明書等を提出してください。

なお、生活相談員を「これと同等以上の能力を有すると認められる者」とした場合でも、社会福祉法第19条第1項の資格要件を満たす者の配置が望ましいことから、社会福祉主事任用資格等の取得に努められますようお願いいたします。

(参考)

社会福祉法第19条第1項

社会福祉主事は、都道府県知事又は、市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上のものであって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学，旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学，旧高等学校令（大正7年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において，厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 2 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 3 社会福祉士
- 4 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 5 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
 - ・ 精神保健福祉士
 - ・ 学校教育法に基づく大学において，法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて，学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者